

茨城県図書館協会表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、茨城県図書館協会あるいは、公共図書館、大学図書館及び公民館図書室の事業に尽力し、その功績顕著な者の表彰に関する事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 県内の公共図書館、大学図書館、公民館から推せんされた者で、次の各号の1に該当すると認められるときは、役員会の決定を経て、これを表彰する。

(1) 特に本会に功績のあった者。

(2) 永年図書館関係の事務に従事し、功労のあった者。

(3) その他、特に表彰することが適当と認められた者。すでに表彰された者は除く。

(表彰方法)

第3条 表彰は表彰状の贈呈をもって行う。あわせて記念品を贈呈する。

(経費)

第4条 表彰に要する経費は、本会の会計をもってこれにあてる。

(委任)

第5条 この規定の施行について必要な事項は役員会で定める。

付 則

この規定は昭和52年6月28日から施行する。

表彰規定施行内規

第2条第2号の適用については次による。

(1) 公共図書館、大学図書館及び公民館図書室に勤務した期間が20年以上で功労があった者。

(2) 館長として7年以上勤務し功労があり転退職した者。

(3) 職員として10年以上勤務し、功労があり転退職した者。

この内規は昭和52年6月28日から適用する。